

令和3年度福祉医療機構社会福祉振興助成事業

「空き家活用型の支援付サブリース住宅拡充と事業継続性を確保する事業」第2回合同研修会

茨城県における一時生活支援事業の取組について

茨城県福祉部福祉政策課 坂入 純

茨城県からの説明内容

- ◇ 茨城県の概要
- ◇ 任意事業の実施に向けた働きかけ(自治体支援)
- ◇ 茨城県の一部生活支援事業
- ◇ 広域実施利用実績

茨城県の概要

基本情報

- 常住人口 2,841,084 人（令和4年10月1日時点）
- 市町村数 44 市町村（32市、12町村）
- 福祉事務所設置自治体数 33 自治体（32市、県（12町村））

各事業実施状況

- 本庁担当課 福祉政策課
- 福祉事務所 4 か所設置
- 自立相談支援事業 直営
- 主な任意事業実施状況等

事業名	実施方法	開始年度	《参考》県内実施自治体数(実施率)			
			R元年度	R2年度	R3年度	令和4年度
就労準備支援	委託	H27年度	5(15.2%)	9(27.3%)	27(81.8%)	33 (100%)
家計改善支援	委託	H29年度	7(21.2%)	9(27.3%)	23(69.7%)	33 (100%)
一時生活支援	委託	R2年度	1(3.0%)	2(6.1%)	6(18.2%)	9 (27.3%)

任意事業の実施に向けた働きかけ ～就労準備支援及び家計改善支援事業を中心に～

R元年度

- 管理職と困窮担当2名で**31市(任意事業実施済市含む)**を訪問し、担当課管理職と協議(担当者との顔合せ、県に求める支援等)
- 任意事業実施促進に係る勉強会(厚労省担当者から説明及びグループワーク、県委託事業者から事例発表)
- 先進地訪問(広域実施の手法や費用、契約、運用等)
- 任意事業広域実施意向調査(結果を各自治体に送付)
- 令和2年度に予算化した自治体の予算要求資料を入手し、市へ情報提供

R2年度

- **広域実施検討会**を計3回実施
- ①各市担当課長の出席を依頼。県担当部長からの挨拶を行い、県としての方向性を明確に示す。任意事業を予算化した市から、予算要求資料(対象者像やニーズ調査等)の発表。
- ②各市事業担当者の出席を依頼。広域実施の支援の流れや費用負担、利用人数の考え方等について説明。
- ③各市事業担当者及び自立相談支援機関担当者の出席を依頼。仕様書や各支援員役割、支援の流れ、費用負担の考え方、対象候補者数の目安等
- 就労準備支援事業等体制整備モデル事業を4月補正予算で計上し、実施

R3年度

- **広域実施参加全市を訪問**
- **任意事業未実施全市を訪問**し、担当課管理職と協議(担当者との顔合わせ、実施に向けた課題等)
- **広域実施運営会議**を計2回実施(広域実施参加市事業担当者及び自立相談支援機関担当者をはじめ、任意事業単独実施・未実施自治体担当者にも幅広く参加を呼びかけ)
- ①効果的な支援に向けて(広域実施委託業者から運営上の課題と対応や支援事例紹介、グループワーク)
- ②就労体験の進め方や家計改善支援・一時生活支援事業事例報告(広域実施委託業者と参加市事業担当者から発表)

任意事業の実施に向けた働きかけ ～一時生活支援事業を中心に～

R4年度 (上期)

- 担当補佐と困窮担当2名で**一時生活支援事業令和4年度未実施24市訪問**し、担当課管理職と協議(担当者との顔合せ、令和3年度広域実施の実施状況、県に求める支援等)
- 令和4年度未実施24市訪問結果(ニーズの有無、実施する場合の手法、予算要求の考え、未実施市からの意見・質問、県からの回答等)や令和4年度予算化を検討している市の予算要求資料を未実施市へ情報提供
- **広域実施運営会議**を4月と7月の計2回実施(広域実施参加市事業担当者及び自立相談支援機関担当者をはじめ、任意事業単独実施・未実施市担当者にも幅広く参加を呼びかけ)
- 任意事業広域実施意向調査し、結果を全市に送付

R4年度 (下期)

- 先進地訪問(単独実施の手法や費用、契約、運用等)
- **広域実施運営会議**を10月と令和5年1月の計2回実施(広域実施参加市事業担当者及び自立相談支援機関担当者をはじめ、任意事業単独実施・未実施自治体担当者にも幅広く参加を呼びかけ)
- 困窮担当2名で**一時生活支援事業令和5年度未実施21市訪問**し、担当課管理職と協議(先進地自治体の取組や実施方法、令和4年度広域実施の実施状況等)
- 令和5年度未実施市訪問結果(ニーズの有無、実施する場合の手法、予算要求の考え、未実施市からの意見・質問、県からの回答等)を未実施市へ情報提供

R5年度 (予定)

- **一時生活支援事業未実施全市を訪問**し、担当課管理職と協議。
- **広域実施運営会議**を実施(広域実施参加市事業担当者及び自立相談支援機関担当者をはじめ、任意事業単独実施・未実施自治体担当者にも幅広く参加を呼びかけ)

任意事業実施に向けた働きかけ ～一時生活支援事業の実施方法～

三重県鳥羽市参考

実施体制	広域実施	単独実施	
宿泊先	県内各地の県営住宅	施設、ホテル、旅館等	市営住宅
事業費・支払方法 ※国2/3、市1/3	<ul style="list-style-type: none"> 均等割＋人口割で負担金を算定する。 委託業者の実績報告に基づき、県が市に負担金を請求する。 	宿泊代等を実績払い。	実績報告に基づき委託料を支う。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理(契約関係、協定手続等)は、県が行う。 食事や日用品等は、委託業者が提供する。 協定市で支援内容を共有できる。 退去後の見守り(地域居住支援事業)も実施している。 ※転居地によっては不可	<ul style="list-style-type: none"> 近くの施設等を活用するため、対象者を利用しやすいため、対象者を利用しやすいため、対象者を利用しやすいため。 支援員の負担が軽減され、利用調整を図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 近くの施設等を活用するため、対象者を利用しやすいため、対象者を利用しやすいため。 市営住宅の活用により、賃料を削減でき、市の歳入となる。 支援員の負担が軽減、利用調整を図りやすい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 空き状況により遠方の県営住宅へ入居する可能性があり、対応が困難となる。 利用の有無に関わらず、一定の事業費が生じる。 県営住宅の所在地に居住し生活保護を受給する場合、実施機関の協議が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 協力してくれる宿泊先の確保が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援事業と一体的に委託しているため、衣食の提供や就労支援等幅広い支援が必要。 衣食を含めた生活支援及び就労支援等を自立相談支援機関が全て担う。 他部局との調整が必要。
自治体別状況 (R5年度予定含)	・11市 16 自治体(15市+県)	・4市 【48.5%】	—

茨城県の一時生活支援事業について

○令和4年度県内の実施状況は、**9自治体**(33自治体中)が実施。実施率は**27.3%**。

広域実施について

事業内容	<p><u>(1)一時生活支援事業</u> 住居のない生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、一定期間(原則3ヶ月、最大6ヶ月)内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を行う。</p>
	<p><u>(2)地域居住支援事業</u> 一時生活支援事業の利用終了者や地域社会から孤立した状態にある者等に対して、1年を超えない期間で、訪問や見守り等居住を安定して継続するための支援を行う。</p>
事業開始	令和2年度
参加自治体	7市、県(町村)
委託事業者	一般社団法人LANS
宿泊場所	県営住宅8戸(令和5年2月から1戸増) (県北、鹿行地区各1戸、県央、県南、県西地区各2戸)

《参考》広域実施のフロー図

JOB



会社を解雇され、社員寮からの退去を求められた！
貯金もなく、転居できない！

協定

県
自立相談支援機関

A市
自立相談支援機関

B市
自立相談支援機関

C市
自立相談支援機関

緊急支援

一時生活支援事業（事業者へ委託）

※県が事業者と委託契約

原則3ヶ月（最大6ヶ月）内

1年以内

衣食住の提供

・県営住宅の空き部屋を活用

【県内各地区に部屋を確保】

県北(1)、県央(2)、鹿行(1)、県南(2)、県西(2)

※R3.1～1部屋、R4.4～1部屋、R5.2～1部屋追加※

・配食サービスの利用や
フードバンクとの連携による
食事の提供



・委託事業者が日用品を提供

転居

地域居住支援

- ・生活の再建
- ・定期的な見守り
- ・居場所づくり



連携して支援

《食の支援》
フードバンク
配食サービス事業者

《就労支援》
自立相談支援機関
ハローワーク

《転居支援》
自立相談支援機関
・住居確保給付金

《家計管理支援》
家計改善支援機関



《参考》令和4年度自治体別実施状況

開始時期（実施方法）【実施率】



令和2年度以前(単独実施)【 6.1%】
※町村は令和3年度以降広域実施



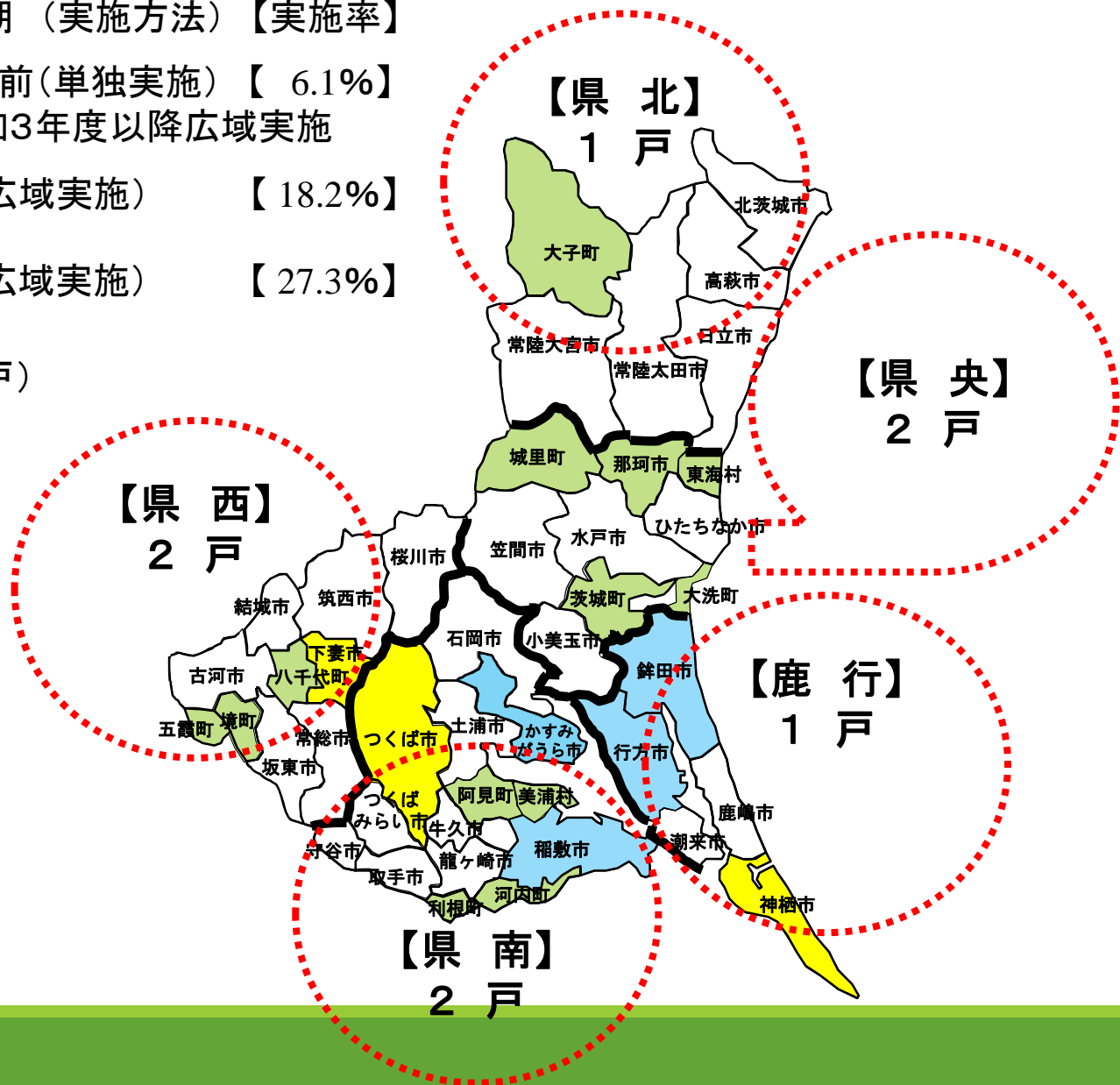
令和3年度(広域実施)【 18.2%】



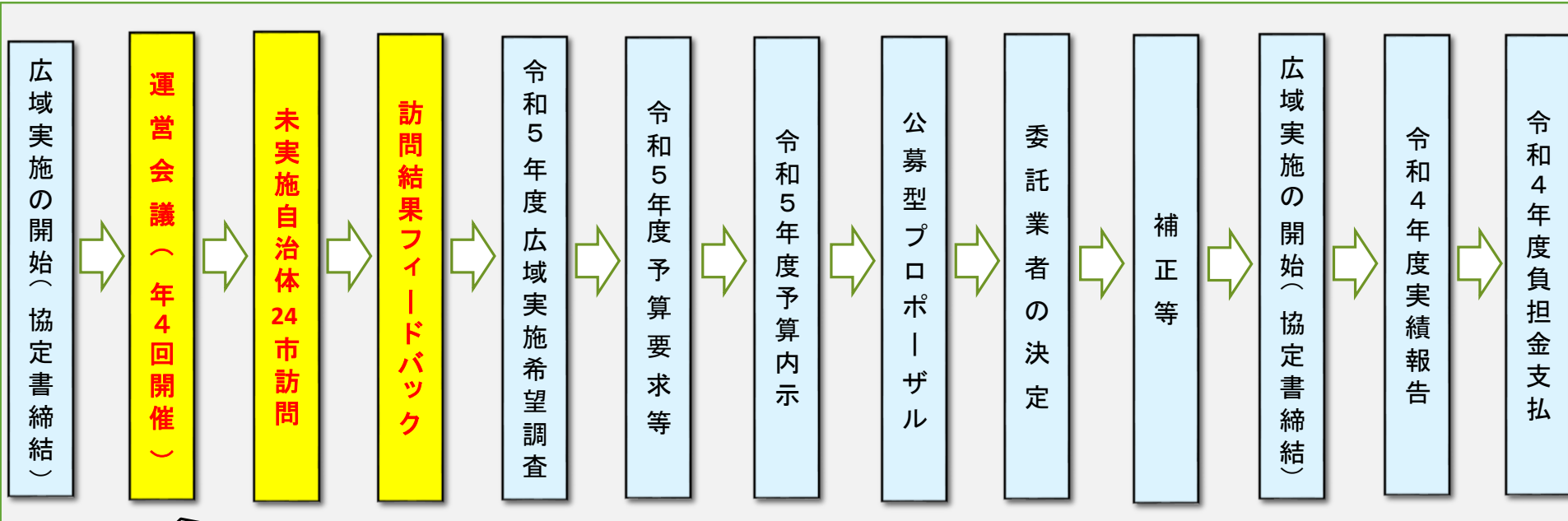
令和4年度(広域実施)【 27.3%】



県営住宅(8戸)



《参考》令和4年度広域実施の手続き年間スケジュール



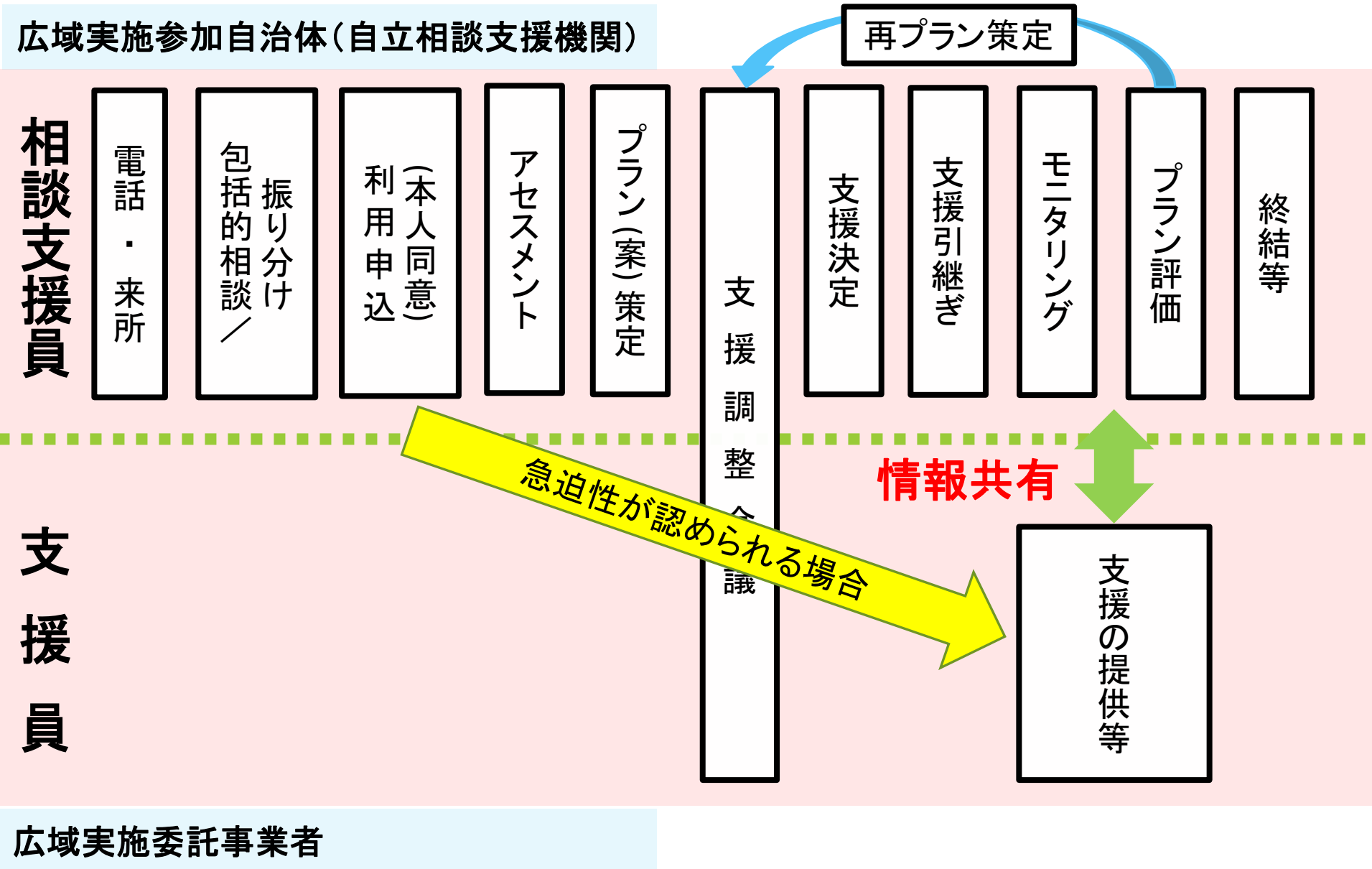
事業実施上の課題

支援事例の検討

地域における社会資源の活用

支援イメージの共有

《参考》広域実施の支援の流れ



自治体別利用実績(R5.1.31現在)

※令和4年度新規決定件数。

※相談件数は参加市及び委託事業者経由の相談を含み、県福祉政策課へ連絡があった件数。

○一時生活支援事業の新規利用世帯：**16世帯**、地域居住支援事業の新規利用世帯：**5世帯**

○県への相談・空き照会件数：**54件**

	参加市							県(町村)				合計
	A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	Hセンター	Iセンター	Jセンター	Kセンター	
一時生活	3	2	0	0	2	1	0	1	1	5	1	16
地域居住	1	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	5
合計	4	2	0	0	2	1	1	4	1	5	1	21
相談件数	13	5	1	3	6	2	1	5	3	13	2	54

県営住宅稼働状況(R5.1.31現在)

※①～⑯は入居順
 ※空き日数が1週間未満の場合、記載を省略

AP 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
県北	【R3継続】			④Hセンター				空室			
県央	空室 ^① _{B市}	②Iセンター		⑦Jセンター		空室		⑭Jセンター	※2/1～入居予定あり※		
鹿行	【R3継続】		⑤Kセンター		⑧E市			空室		⑮Jセンター	
県南①	【R3継続】		空室		⑥E市		空室		⑪B市		
県西①	【R3継続】	空室	④Hセンター		空室		⑨Jセンター		空室	⑬A市	空室 ^⑯ _{A市}
県南②	【R3継続】	①'B市				空室		⑫Jセンター			
県西②	空室		③F市			空室		⑩A市			

月別支援決定件数(R5.1.31現在)

【一時生活支援事業】

R3年度は年度当初及び下半期利用が多かったが、R4年度は概ね毎月1～3件支援決定している。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
R4年度	2	2	1	2	2	0	3	2	0	2	16
R3年度	3	0	0	0	0	0	2	1	3	1	10

【地域居住支援事業】

R4年度は、R3年度と比較して利用者が増え、協定市でも利用している。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
R4年度	0	0	1	0	0	1	1	1	0	1	5
R3年度	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

入居に至った主な理由（R5.1.31現在）

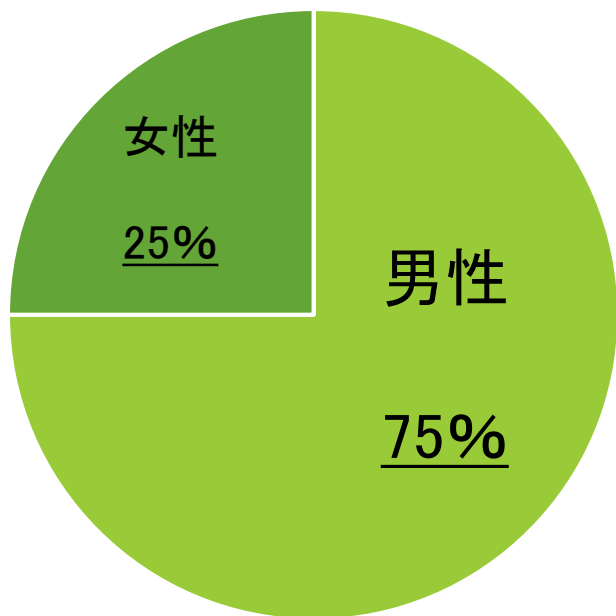
町村部及び協定市4市の利用実績

入居理由	世帯数	割合	《参考》前年度同月
アパート立ち退き、家賃滞納	2世帯	12.5%	4世帯(40%)
路上生活・車上生活	5世帯	31.2%	4世帯(40%)
解雇により、寮を退去	1世帯	6.3%	1世帯(10%)
住環境悪化	2世帯	12.5%	0世帯
DV関連	1世帯	6.3%	1世帯(10%)
友人トラブル	2世帯	12.5%	0世帯
刑余者(警察介入含む)	3世帯	18.7%	0世帯
合計	16世帯	100%	10世帯

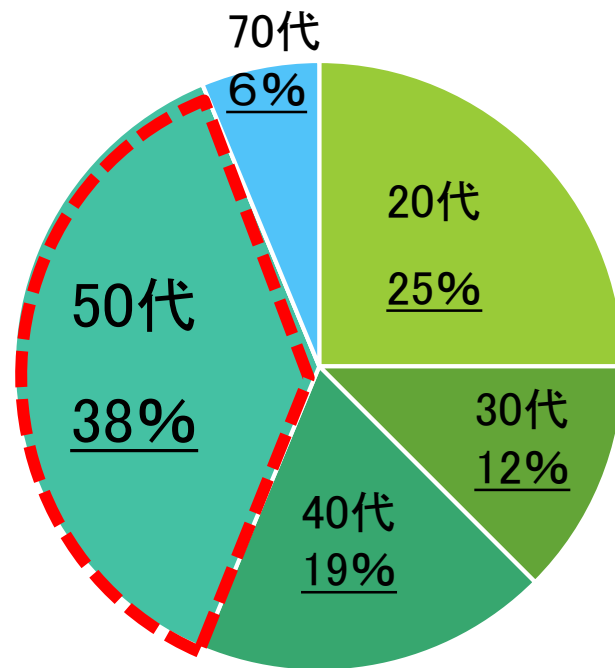
入居者の状況 (R5.1.31現在)

- 世帯構成は、16世帯中15世帯が単身世帯で、1世帯が母子世帯
- 男女比では、男性が大半を占めている。
- 年齢(世帯主)は、50代が約4割、続いて20代が多い。

【性別(世帯主)】



【年齢別(世帯主)】



退去に至った理由及び支援期間(R5.1.31現在)

●R4年度に新規入居した世帯の退去理由

退去理由	世帯数	割合	《参考》 前年度同月
就労(予定含)	5世帯	31.3%	4世帯(40%)
住居の確保	1世帯	6.2%	4世帯(40%)
生活保護	4世帯	25%	1世帯(10%)
その他	2世帯	12.5%	0世帯
支援中	4世帯	25%	1世帯(10%)
合計	16世帯	100%	10世帯

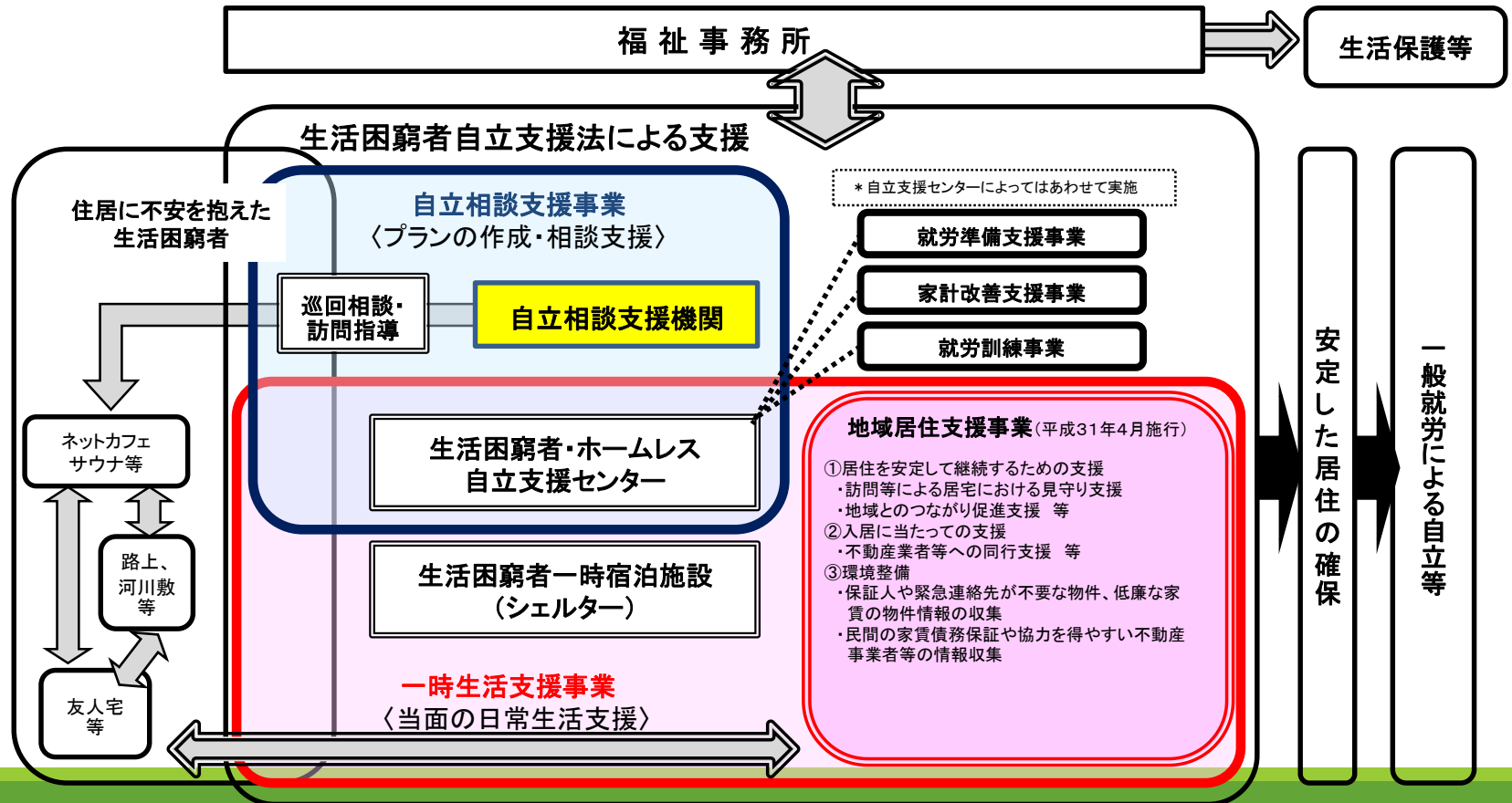
●支援終了者の約半数が、延長せずに終結

支援期間	世帯数	割合
支援開始～2か月	4世帯	25%
2か月～3か月	3世帯	18.8%
3か月～6か月(支援 中で延長済含)	7世帯	43.7%
支援中	2世帯	12.5%
合計	16世帯	100%

一時生活支援事業の概要

	実施自治体 (令和3年度)	利用人数 (令和2年度)
一時生活	332自治体(37%)	4,720人
地域居住	50自治体(6%)	2,420人

- 一時生活支援事業については、巡回相談等により、路上生活者や終夜営業店舗等にいる住居に不安を抱えた生活困窮者へアウトリーチを実施し、一定期間内に限り、衣食住に関する支援を行う。その際、自立相談支援機関と連携の上、課題の評価・分析を実施し、就労支援等を行う。
- また、地域居住支援事業については、一時生活支援事業のシェルター退所者や住居に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間、入居支援や訪問による見守り等を行う。
- こうした取組を通じて、住居に不安を抱えた生活困窮者の安定した居住を確保する。



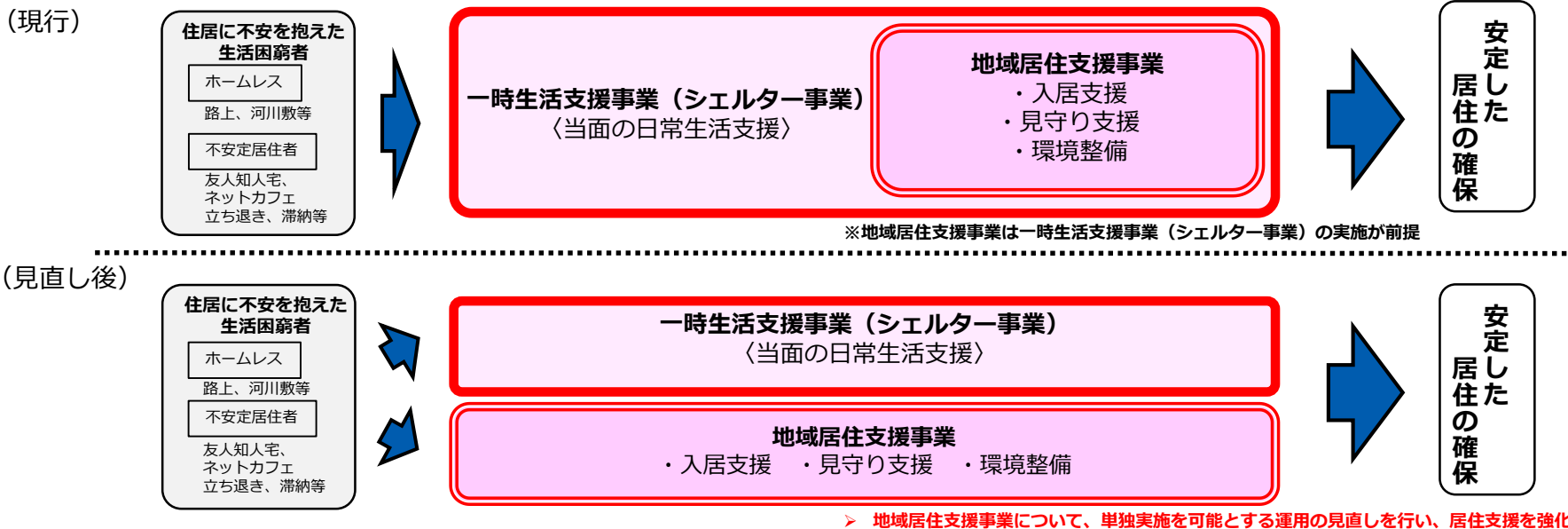
令和5年度当初予算案 545億円の内数（594億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

令和3年度事業実施自治体数：
一時生活支援事業：332自治体
地域居住支援事業：50自治体

1 事業の目的

- 福祉事務所設置自治体においては、住居喪失者に対して一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する一時生活支援事業を実施しているほか、シェルター退所者や不安定居住者が地域の中で安定して生活することができるよう、入居支援や見守り支援を行う地域居住支援事業を実施している。
- コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、住まいの確保に困難を抱えている人が多く、居住支援のニーズが顕在化していることから、一時生活支援事業の実施を前提とした地域居住支援事業について、単独実施を可能とする運用の見直しを行うなど、生活困窮者に対する居住支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体（社会福祉法人、NPO法人等へ委託可）